

5 監 第 1 0 5 号
令和5年8月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

令和4年度決算に係る健全化判断比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年8月25日付け5財第90号で審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和4年度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律
に基づく健全化判断比率審査意見書

京都府監査委員

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された令和4年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

この健全化判断比率審査は、提出された健全化判断比率が法令等に照らし、算定過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の内容に問題点がないかを主眼として実施した。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、適正に算定されており、当該書類は適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、次のとおりである。

- ① 実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、算定されない。
- ② 連結実質赤字比率については、連結実質収支が黒字であり、算定されない。
- ③ 実質公債費比率は16.5%で、前年度と比べ0.6ポイント上昇したものの、早期健全化基準の25%を下回っている。
- ④ 将来負担比率は272.1%で、前年度と比べ1.3ポイント上昇したものの、早期健全化基準の400%を下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているものの一層悪化し、引き続き都道府県の中で相対的に見て厳しい状況にあることから、財政健全化に積極的に取り組んでいただきたい。